

ゴム受渡条件調整実施要領

ゴム受渡条件調整実施要領

(目的)

第1条 本要領は、ゴム受渡細則（以下「細則」という。）第26条に規定する受渡条件調整による受渡し（以下「受渡条件調整」という。）に関し、必要な事項を定めたものである。

(定義)

第2条 受渡条件調整は、受渡しを行う取引参加者（業務規程第6条第1項に定める取引参加者をいう。以下同じ。）が、当月限納会後に、受渡条件について協議し合意が得られた場合、その旨を当社に申し出ることによって行われる受渡しのことをいう。

(利用可能対象者)

第3条 受渡条件調整は、次の各号の一に該当する者に限り行うことができるものとする。

- (1) 取引参加者
- (2) 当業者
- (3) 当社が適当と認めた者

(申出期間及び方法等)

第4条 受渡条件調整の申出期間及び方法等は、次のとおりとする。

- (1) 申出を行う取引参加者は、細則第26条第1項に規定する期間内までに、渡方及び受方が連署した当社が定める通知書を当社に差し出さなければならない。
- (2) 申出を行った取引参加者は、前号に規定する通知書を当社に提出した場合には、第10条第1項の規定に基づき受渡しを行うものとする。

(申出の取消)

第5条 受渡条件調整の申出を行った取引参加者は、その申出を取り消すことができない。

(受渡供用品)

第6条 受渡供用品は、細則第2条及び細則第3条の規定にかかわらず、輸入通関が完了した生ゴムであって受渡当事者間で合意したものとする。

(受渡場所)

第7条 受渡場所は、本邦所在の受渡当事者間で合意した場所とする。

(受渡品の量目)

第8条 受渡品の量目については、第4条第1号に定める通知書に記載されている数値に基づくものとする。

(受渡品の量目と受渡枚数の関係)

第9条 受渡品の量目に対する受渡玉の換算については、業務規程第17条において規定する受渡単位に換算させた枚数とする。

2 前項の規定にかかわらず、受渡品の量目を受渡単位に換算させる場合において、最小受渡単位に比し50%を超える端数量目が生じたときは、第4条第1号に定める通知書に記載される受渡枚数の範囲内において当該端数量目を最小受渡単位とみなして換算することができるものとする。

(受渡日時)

第10条 受渡日時は、業務規程第50条において規定する日時とする。

(受渡方法)

第11条 受渡条件調整による受渡しの方法は、次のとおりとする。

- (1) 当社は、第4条第1号に規定する通知書を受理したのち、受渡日の前営業日の正午までに当該取引参加者に対して、受渡代金及び受渡代金に係る消費税（地方消費税を含む。以下同じ。）相当額（以下、受渡代金と受渡代金に係る消費税相当額を合算した額を「受渡代金等」という。）を通知する。
- (2) 渡方は、受渡日の前営業日午後1時までに、受渡しを確約する書面等を当社に差し出し、受渡日時に受渡代金等の支払いを受ける。
- (3) 受方は、受渡日の正午までに、受渡代金等を当社に差し出し、これと引換えに前号に定める書面等の引渡しを受ける。

(故障の申立)

第12条 受方は、受渡条件調整により受渡しされた受渡品について、故障の申立てをすることができない。

(法定帳簿の記載方法)

第13条 受渡条件調整を行った取引参加者は、法定帳簿上、受渡条件調整により受渡しを行ったことが判別できるよう、これを記載しなければならない。

(その他)

第14条 本要領に定めのない事項については、受渡当事者間の合意により決定するものとする。

(ゴム受渡細則の準用)

第15条 細則第7条の規定は、受渡条件調整について準用する。

(改廃)

第16条 本要領の改廃は、代表執行役社長の決裁をもって行う。

附則

本要領は、平成30年1月1日に施行する。